京都リカレントステイ参加規約

本参加規約（以下「本規約」といいます。）は、京都リカレントステイプログラム（以下「本プログラム」といいます。）の参加条件及び一般社団法人定年後研究所（以下「当研究所」といいます。）と本プログラム参加者（以下「参加者」といいます。）との間の権利義務について定めています。本プログラムの参加予約に際して、参加希望者は、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

1.申込

参加希望者は、申込みサイトにて必要事項をご記入のうえ、参加申込みを行って下さい。

2.申込条件

参加希望者は、以下に該当する場合に限り、第 1 条に基づく参加申込みを行うことができます。

(1)原則として 50～60 代の会社員の方。

(2)京都における、「京都リカレントステイ」プログラムのご案内（以下「本パンフレット」といいます。）〈履修期間・価格〉欄記載の全 3 セッションのプログラムに参加可能な方。

(3)京都が抱える地域課題解決に取り組む地元企業・団体でのフィールドワークに積極的に参画いただける方。

(4)以下のいずれにも該当しない旨表明し、現に該当しない方。

ア　成年被後見人、被保佐人又は被補助人

イ　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者

ウ　公序良俗に違反する行為を行うおそれがある者

エ　研修業を行う企業に所属する者、又は自らこれを業とする者

オ　フィールドワークを実施する受入先（以下「フィールドワーク受入先」といいます。）と同業又は競合する他社に所属し、又は自らこれを業とする者

3.参加引受け

当研究所による選考の結果、参加候補者に選ばれた参加希望者に対しては、その旨ご連絡させて頂きます。参加希望者による参加申込みにもかかわらず、当研究所は、以下の場合には本プログラムへのご参加をお断りさせて頂く場合がございますので、予めご了承ください。なお、ご参加をお断りさせて頂く場合、当研究所はその理由について開示義務を負いません。

(1)第 2 条にてあらかじめ明示した、申込条件を満たしていないとき。

(2)参加希望者が募集予定数に達したとき。

(3)特別な配慮を必要とする方で、フィールドワーク受入先等での特別な措置等を講じることが困難であると当研究所が判断したとき。

(4)参加者が他の参加者に迷惑を及ぼし、又は本プログラムの円滑な実施を妨げるおそれがあると当研究所が判断したとき。

(5)本プログラムの運営上、不都合があると当研究所が判断したとき。

4.参加費のお支払い

(1)前条により参加候補者に選ばれた参加希望者は、本パンフレット記載の本プログラムの参加費を、本パンフレット〈履修期間・価格〉に記載の期日までに、後記する当研究所が指定する口座にお振込みください。なお、振込手数料は参加者ご自身のご負担となります。また、開催日が 2019 年 10 月 1 日以降につき、消費税は新税率 10%を適用させていただきます。

(2)前項の期間までに参加費の全てが支払われていない場合、当研究所は、当該参加候補者が参加を辞退したものとみなすことができます。この場合、当研究所は、当該参加候補者に対し、その旨通知し、当該参加候補者は、本プログラムに参加できないことについて何ら異議を申し立てしないものとします。

(3)本プログラムへの参加は、第 1 項記載の参加費の支払いが完了して確定し、これをもって参加者と当研究所の間で本プログラム参加契約が締結

されるものとします。

5.本プログラムについて

(1)本プログラムの具体的な内容については本パンフレットおよびシラバスをご覧下さい。

(2)前項にかかわらず、当研究所は、諸般の事情を考慮し、本プログラムの内容を変更し、またはその一部を中止する場合がございます。この場合、当研究所は、参加者に対して、変更等の内容につき通知します。当該変更等により影響を受ける参加者は、本プログラムの変更通知を受領した日から3日間、本プログラムへの参加をキャンセルすることができます。この場合、当研究所は、参加費全額を返金いたします。なお、振込手数料は当研究所にて負担いたします。

6.権利帰属

本プログラムの過程で生じる発明、考案又は創作に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は、当研究所又は、フィールドワーク受入先もしくはその他本プログラムに関する業務を委託した者（以下、併せて「委託先」といいます。）にすべて帰属し、または譲渡されます。

7.交通費・宿泊先について

(1)現地までの交通費および宿泊費、飲食費は参加者ご自身の負担となります。

(2)現地での宿泊は、参加者ご自身で手配となりますが、参加者のために町屋旅館のご紹介も可能です。

8.申込変更、取消

(1)参加確定後のキャンセルは、「京都リカレントステイお問い合わせデスク」（電話番号 06-4965-5000）までお電話もしくはメール(kyoto-recurrent@teinegolab.com)にてご連絡ください。

(2)参加キャンセルには、次のキャンセル料および返金手数料がかかります。

キャンセルポリシー

・参加キャンセル日が初回セッションの初日の前日から起算して 14 日前（セッションの日の前日を含む。なお、10 日前が土日祝日のときはその直前の営業日とします。以下、本項では同様とします。）までの場合は、キャンセル料及び返金手数料を要することなく参加キャンセルすることができます。

・参加キャンセル日が初回セッションの初日の前日から起算して 10 日前までの場合は、キャンセル料として 50,000 円（税込）をいただきます。

・初回セッションの初日の前日から起算して 10 日の翌日以後の参加キャンセルおよび参加費の返金は、本規約において別途定めのない限り、一切お受けできません。

・なお、キャンセル料のほかに、返金手数料として一律 1,000 円（税込）がかかります。

・お支払い済みの参加費は、キャンセル料および返金手数料、振込手数料を差し引いたうえで、以下の方法で返金します。
ご指定の金融機関口座に振込での返金となります。

9.開催中止

初回セッションの前日から起算して 10 日前の日が満了した時点で参加が確定した者であり、かつ前条による参加キャンセルをしていない者が当研究所規定の最少催行人数に満たない場合は、開催を中止し、参加費の全額を返金いたします。

なお、参加費全額の返金は銀行振込により行い、振込手数料は当研究所にて負担いたします。

10.災害等に伴う開催中止措置

(1)台風、積雪等の自然災害や公共交通機関の運休などにより、本プログラムの開講が困難と予想される場合、もしくは、政府官庁または自治体による警戒情報や緊急勧告が発令された場合は、当社判断により本プログラムの開催を中止する場合があります。

(2)申込時に申告があった連絡先へ中止連絡を行います。

(3)本条に基づく中止の際は参加費全額を返金いたします。なお、振込手数料は当研究所にて負担いたします。

11.参加時の注意事項

(1)本プログラム開催日における集合時間は厳守ください。かかる集合時間を 15 分以上過ぎた場合は、参加はお断りする場合があります。その場合、参加費の返金は行いません。

(2)参加者は、本プログラムに参加するにあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。参加者がこれに該当すると当研究所が判断した場合、当研究所は、参加者に対し、本規約に基づく契約を解除し、以後の本プログラムへの参加を拒否することができます。

ア 参加中の録音、録画、携帯電話の使用

イ 法令に違反する行為

ウ 公序良俗に違反する行為

エ 当研究所、委託先、他の参加者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為

オ 当研究所、委託先、他の参加者の情報を収集する行為

カ 面識のない異性との出会を目的とした行為

キ 本プログラムの運営を妨げる行為、もしくは他の参加者への迷惑行為

ク その他当研究所が不適切と判断する行為

(3)参加者の故意又は過失、法令・公序良俗に反した行為、もしくは参加者が前項を含む本規約を守らないことにより、当研究所又は委託先が損害を被ったときは、当該参加者はこれによって生じた損害を賠償しなければなりません。

(4)参加者は、当研究所から提供される情報を活用し、参加者の権利・義務その他本プログラムの内容について理解するよう努めなければなりません。

12.当研究所の責任

(1)当研究所又は委託先が、故意又は過失により参加者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 6 ヶ月以内に当研究所に通知があったときに限ります。

(2)参加者が以下に例示するような当研究所または当研究所の委託先の関与し得ない事由により損害を被ったとき、当研究所は、その損害を賠償する責を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる本プログラム日程の変更または中止。

②公共交通機関・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる本プログラム日程の変更もしくは本プログラムの中止。

③官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらのために生じる本プログラム日程の変更もしくは本プログラムの中止。

④自由行動中の事故

⑤盗難

⑥食中毒

⑦その他参加者の責に帰すべき事由により参加者が損害を被った場合

13.特別補償

(1)当研究所は上記第 12 条に基づく当研究所の責任が生ずるか否かを問わず、参加者がプログラム参加中に、急激かつ偶発な外来の事故によりその身体、生命または手荷物に被った一定の損害について、一般社団法人定年後研究所が契約者となり、参加者を被保険者として、国内旅行傷害保険に加入します。

<補償内容>

ア 死亡保険金 601.6 万円

イ 後遺障害保険金 601.6 万円

ウ 入院保険金 入院日数 1 日につき 4,000 円（1 事故につき 180 日の日数限度あり）

エ　手術保険金　入院中の手術は入院保険金日額の 10 倍、入院中以外の手術は入院保険金日額の 5 倍

オ　通院保険金　通院日数 1 日につき　2,000 円（1 事故につき 90 日の日数限度あり）

カ　個人賠償責任保険金 3,000 万円（免責金額 0 円）

キ　携行品にかかる損害保険金　参加者 1 名につき 25 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。（免責金額 1 事故 3,000 円）

ク　救援者費用等保険金 200 万円

引受保険会社 ： あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

なお、万一、ご請求のお手続きの際は、参加者(被保険者)から直接保険会社にお申し出ください。

(2)前項にかかわらず、参加者が本プログラム参加中に被られた損害が、参加者の故意、酒酔い運転、法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病等によるものであるときは、当研究所は上記の補償金、見舞金その他名目の如何を問わずあらゆる金員の支払いは行いません。

(3)当研究所は、12 条に基づく責任について、第 1 項に定める額を超えて責任を負わないものとします。

14.その他

(1)申込時にお預かりする個人情報および参加記録は、当研究所が保有する登録情報に追記する場合がございます。参加記録の追記をご希望にならない場合は、その旨を参加終了時までに担当者に申告ください。また、個人情報の取扱いに関しましては「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。（https://www.teinengo-lab.or.jp/privacypolicy/）

(2)参加者は、当研究所の書面による事前の承諾なく、本プログラムの参加者の地位又は本規約に基づき権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転その他処分をすることはできません。

(3)本規約又は本プログラムに関する当研究所から参加希望者、参加候補者又は参加者（以下「参加者等」といいます。）に対する連絡又は通知は、参加者等が参加申込みの際に当研究所に提供した電子メールのアドレスに対して行うものとし、同アドレスに通知を発信した日に到達したものとみなします。

(4)当研究所は、本規約又は本プログラムを変更できるものとします。当社は、本規約を変更した場合には、参加者、参加希望者等に当該変更内容を通知するものとします。

(5)本規約又は本プログラムに起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

当研究所指定銀行口座

三菱 UFJ 銀行　浜松町支店　（普）0088027　一般社団法人定年後研究所

※振込の際には氏名をカナで記載し、氏名の後ろに電話番号下 4 桁を追加してください。

（例：スズキハナコ 2486）

お問い合わせ

WEB からのお問い合わせ

お問い合わせフォーム　https://www.teinengo-lab.or.jp/contactus/

Mail:kyoto-recurrent@teinengolab.com

電話でのお問い合わせ先

京都リカレントステイお問い合わせデスク

06-4965-5000

月～金曜日　9:00～18:00　（祝日、12/31～1/3 を除く）

ただし、京都リカレントステイ期間中(12/13～15、1/17～19、2/14～15)は受付対応します。

京都リカレントステイ参加規約

（2019 年 9 月 18 日制定）

（2019 年 10 月 23 日改定）

改定内容

参加費のお支払方法に関する記述の修正、および、追記。

4.参加費のお支払（1）修正

14.その他（4）追記